

育児等との両立のための研究補助者雇用経費助成について（試行）

本学教員が、出産・子育て又は介護と研究の両立ができるよう支援するために、研究補助者を雇用する経費を助成する事業です。

《助成対象者》

本学の常勤の大学教員で、次のいずれかの条件に該当し、出産・育児・介護等と研究の両立が困難な状況である方

- (1)妊娠中の方
- (2)小学校 3 年生までの子どもを主に養育している方
- (3)市町村から要介護の認定を受けている親族(同居別居は問わない)を主に介護している方
- (4)その他、上記に準ずる理由がある方(例えば、要介護の認定を受けていないが家族の介護をしている、ライフイベントなどにより研究時間の確保が非常に困難な場合 等)

※産前・産後休暇中、育児休業中、介護休業中及びその他事由による休職中により、研究等の活動を中断している方は利用することができません。

《研究補助者》

- ・研究補助者となる者は、本学大学院生又は学部学生とし、助成対象者が選定する。
- ・研究補助者は非常勤職員として雇用し、職名はリサーチ・アシスタント又は技術補佐員とする。雇用にあたっては、助成対象者が各部局において手続きを行う。
- ・研究補助者は、助成金額内であれば複数名雇用できる。
- ・研究補助者の業務内容は、助成対象者の研究補助(危険を伴う実験等を除く。)に限るものとする。

《助成期間》

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

《助成対象者及び助成金額の決定》

・提出された「研究補助者雇用経費助成申請書」に基づいて審査し、男女共同参画担当理事がその結果をもとに決定する。

・助成対象者一人あたりの助成金額の上限は 30 万円とする。ただし、予算の都合上、応募者多数の場合等は申請した金額よりも減額されることがある。

《応募締切》

「研究補助者雇用経費助成申請書」に必要事項を記入のうえ、所属部局の総務担当係を経由して、平成 29 年 10 月 31 日(火)必着で男女共同参画推進室(内線 9830)に提出してください。

《助成報告書の提出》

助成期間終了後 2 週間以内に「研究補助者雇用経費助成報告書」を男女共同参画推進室へ提出してください。

《お問合せ・提出先》

男女共同参画推進室

電話番号： 9830(内線) メール： danjo@ab.mie-u.ac.jp